



# 栃木県公報

令和7(2025)年  
3月31日(月)  
号外  
第23号

## 目次

### 規則

○栃木県財務規則の一部改正..... 1

## 規則

### 栃木県規則第39号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公所における物品の購入)</p> <p><b>第124条</b> 公所の長は、購入によって物品を取得しようとするときは、自ら購入の手続をしなければならない。ただし、<u>会計局会計管理課長が特に必要と認めたものについては、会計局会計管理課長が購入の手続をすることができる。</u></p>	<p>(公所における物品の購入)</p> <p><b>第124条</b> 公所の長は、購入によって物品を取得しようとするときは、自ら購入の手続をしなければならない。</p>
<p>(入札の公告)</p> <p><b>第151条 略</b></p> <p>2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 契約内容の<u>周知方法</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(入札の公告)</p> <p><b>第151条 略</b></p> <p>2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 契約内容の<u>縦覧場所</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(随意契約によることができる額)</p> <p><b>第160条</b> 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>400万円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>300万円</u></p> <p>(3) 物件の借入れ <u>150万円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>100万円</u></p> <p>(5) 物件の貸付け <u>50万円</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>200万円</u></p>	<p>(随意契約によることができる額)</p> <p><b>第160条</b> 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>250万円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>160万円</u></p> <p>(3) 物件の借入れ <u>80万円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>50万円</u></p> <p>(5) 物件の貸付け <u>30万円</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u></p>
<p>(競争入札の公告等)</p> <p><b>第165条</b> 課長又は公所の長は、特定調達契約につき</p>	<p>(競争入札の公告等)</p> <p><b>第165条</b> 課長又は公所の長は、特定調達契約につき</p>

一般競争入札により契約を締結しようとするときは、第151条第1項の規定にかかわらず、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前

までに、県公報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日まで短縮することができる。

2～4 略

(賠償責任を負う職員の範囲)

第192条 法第243条の2の8第1項後段に規定する賠償の責めを負う職員の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(現金、有価証券又は物品の亡失等の報告)

第193条 略

2 略

3 課長又は公所の長は、前条の規定により指定された職員が、法令の規定に違反して法第243条の2の8第1項第1号から第4号までに掲げる行為をし、又は当該行為を怠ったことにより県に損害を与えたときは、直ちにその事実を詳細に記載した書類を作成し、幹事課長を経由して人事課長に提出しなければならない。

別表第2 (第3条関係)

1 略

2 公所の長への特定委任事項

公所の長名	委任事項
略	
環境森林部関係公所の長(環境管理事務所長を除く。)	1 土木建築工事に係る令達予算の執行に関する次の事務 (1) 1件の金額が2億円未満の工事請負費に係る予算の執行(1件の金額が100万円以上のものの工事の検査を除く。) (2) 1件の金額が5,000万円未満の委託料に係る予算の執行(1件の金額が100万円以上のものの委託の検査を除く。) (3) 略
農業振興事務所長	1 土地改良工事に係る令達予算の執行に関する次の事務 (1) 1件の金額が2億円未満の工事請負費に係る予算の執行(1件の金額が100万円以上のものの工事の検査を除く。) (2) 略

一般競争入札により契約を締結しようとするときは、第151条第1項の規定にかかわらず、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前(特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札に

ついては、24日前)までに、県公報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日まで短縮することができる。

2～4 略

(賠償責任を負う職員の範囲)

第192条 法第243条の2の2第1項後段に規定する賠償の責めを負う職員の範囲は、次に定めるとおりとする。

(1)～(3) 略

(現金、有価証券又は物品の亡失等の報告)

第193条 略

2 略

3 課長又は公所の長は、前条の規定により指定された職員が、法令の規定に違反して法第243条の2の2第1項第1号から第4号までに掲げる行為をし、又は当該行為を怠ったことにより県に損害を与えたときは、直ちにその事実を詳細に記載した書類を作成し、幹事課長を経由して人事課長に提出しなければならない。

別表第2 (第3条関係)

1 略

2 公所の長への特定委任事項

公所の長名	委任事項
略	
環境森林部関係公所の長(環境管理事務所長を除く。)	1 土木建築工事に係る令達予算の執行に関する次の事務 (1) 1件の金額が1億円未満の工事請負費に係る予算の執行(1件の金額が100万円以上のものの工事の検査を除く。) (2) 1件の金額が3,000万円未満の委託料に係る予算の執行(1件の金額が100万円以上のものの委託の検査を除く。) (3) 略
農業振興事務所長	1 土地改良工事に係る令達予算の執行に関する次の事務 (1) 1件の金額が1億円未満の工事請負費に係る予算の執行(1件の金額が100万円以上のものの工事の検査を除く。) (2) 略

	<p>(3) 1件の金額が5,000万円未満（換地業務に係るものを除く。）の委託料に係る予算の執行（1件の金額が100万円以上の委託の検査を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p>		<p>(3) 1件の金額が3,000万円未満（換地業務に係るものを除く。）の委託料に係る予算の執行（1件の金額が100万円以上の委託の検査を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p>
<p>県土整備部 関係公所の 長</p>	<p>1 土木工事に係る令達予算の執行に関する次の事務</p> <p>(1) 1件の金額が2億円未満の工事請負費に係る予算の執行（1件の金額が100万円以上のものの工事の検査を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 1件の金額が5,000万円未満（道路、河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設（以下この号及び第5号において「道路等」という。）の維持管理業務（2以上の道路等の維持管理を一括して行うものに限る。同号において同じ。）に係るものを除く。）の委託料に係る予算の執行（1件の金額が100万円以上のものの委託（積算業務委託及び積算補助業務委託を除く。）の検査を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 建築工事に係る令達予算の執行に関する次の事務</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1件の金額が5,000万円未満の委託料に係る予算の執行（1件の金額が100万円以上のものの委託の検査を除く。）</p> <p>(4) 略</p>	<p>県土整備部 関係公所の 長</p>	<p>1 土木工事に係る令達予算の執行に関する次の事務</p> <p>(1) 1件の金額が1億円未満の工事請負費に係る予算の執行（1件の金額が100万円以上のものの工事の検査を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 1件の金額が3,000万円未満（道路、河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設（以下この号及び第5号において「道路等」という。）の維持管理業務（2以上の道路等の維持管理を一括して行うものに限る。同号において同じ。）に係るものを除く。）の委託料に係る予算の執行（1件の金額が100万円以上のものの委託（積算業務委託及び積算補助業務委託を除く。）の検査を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 建築工事に係る令達予算の執行に関する次の事務</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1件の金額が3,000万円未満の委託料に係る予算の執行（1件の金額が100万円以上のものの委託の検査を除く。）</p> <p>(4) 略</p>
略		略	

別表第3（第4条関係）

- 1 共通決裁事項及び共通専決事項  
 (1) 財務に関する一般的事項

部長専決事項	幹事課長専決事項	課長専決事項
<p>1 この規則に基づく次の事務</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1) 契約の締結その他の支出負担行為（規則第123条第2項の規定に基</p>

別表第3（第4条関係）

- 1 共通決裁事項及び共通専決事項  
 (1) 財務に関する一般的事項

部長専決事項	幹事課長専決事項	課長専決事項
<p>1 この規則に基づく次の事務</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1) 契約の締結その他の支出負担行為（規則第123条第2項の規定に基</p>

		づき会計管理課長が購入の手続をするもので、1件の金額が400万円以下の製造の請負及び1件の金額が300万円以下の財産の買入れの案件については、会計管理課物品調達室長の専決事項とする。) (2)～(10) 略
2・3 略		

(2) 予算の執行に係る事案の決定関係

(2) 予算の執行に係る事案の決定関係

決裁権者及び専決権者の区分 節等の区分	知事	副知事	部長	幹事課長	課長

決裁権者及び専決権者の区分 節等の区分	知事	副知事	部長	幹事課長	課長

略					
負担金、補助及び交付金	栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号)の適用を受けるもの		3,000万円以上	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満
	その他				全額

略					
負担金、補助及び交付金			1,000万円以上(栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号)の適用を受けるものに限る。)	1,000万円未満(栃木県補助金等交付規則の適用を受けるものに限る。)	全額(栃木県補助金等交付規則の適用を受けないものに限る。)

備考 略

備考 略

2 特定決裁事項及び特定専決事項

2 特定決裁事項及び特定専決事項

区分	知事決裁事項	副知事専決事	部長専決事項	課長専決事項
----	--------	--------	--------	--------

区分	知事決裁事項	副知事専決事	部長専決事項	課長専決事項
----	--------	--------	--------	--------

略				略			
環境 森林部 各課 共通	1 土木建築工事に係る予算の執行に関する 次の事務	(1) 略	(1) 1件の金額が <u>2億円</u> 未満の工事請負費に係る予算の執行(工事の竣工検査を除く。次号及び第3号において同じ。) (2) 1件の金額が <u>5,000万円</u> 未満の委託料に係る予算の執行 (3) 略	環境 森林部 各課 共通	1 土木建築工事に係る予算の執行に関する 次の事務	(1) 略	(1) 1件の金額が <u>1億円</u> 未満の工事請負費に係る予算の執行(工事の竣工検査を除く。次号及び第3号において同じ。) (2) 1件の金額が <u>3,000万円</u> 未満の委託料に係る予算の執行 (3) 略
	略	略	略		略		
農村 振興課 ・ 農地 整備課	1 土地改良工事に係る予算の執行に関する 次の事務	(1) 略	(1) 1件の金額が <u>2億円</u> 未満の工事請負費に係る予算の執行(工事の竣工検査を除く。第3号及び第4号において同じ。) (2) 略 (3) 1件の金額が <u>5,000万円</u> 未満の委託料に係る予算の執行 (4) 略	農村 振興課 ・ 農地 整備課	1 土地改良工事に係る予算の執行に関する 次の事務	(1) 略	(1) 1件の金額が <u>1億円</u> 未満の工事請負費に係る予算の執行(工事の竣工検査を除く。第3号及び第4号において同じ。) (2) 略 (3) 1件の金額が <u>3,000万円</u> 未満の委託料に係る予算の執行 (4) 略
	略	略	略		略		
畜産 振興課	1 草地改良工事に係る予算の執行に関する 次の事務	(1) 略	(1) 1件の金額が <u>2億円</u> 未満の工事請負費に係る予算の執	畜産 振興課	1 草地改良工事に係る予算の執行に関する 次の事務	(1) 略	(1) 1件の金額が <u>1億円</u> 未満の工事請負費に係る予算の執
	略	略	略		略		

				行（工事の竣工検査を除く。次号及び第3号において同じ。） (2) 1件の金額が <u>5,000万円</u> 未満の委託料に係る予算の執行 (3) 略				行（工事の竣工検査を除く。次号及び第3号において同じ。） (2) 1件の金額が <u>3,000万円</u> 未満の委託料に係る予算の執行 (3) 略
県土整備部	1 土木建築工事に係る予算の執行に関する次の事務 (1) 略		(1) 略	(1) 1件の金額が <u>2億円</u> 未満の工事請負費に係る予算の執行（工事の竣工検査を除く。次号及び第3号において同じ。） (2) 1件の金額が <u>5,000万円</u> 未満の委託料に係る予算の執行 (3)・(4) 略	県土整備部	1 土木建築工事に係る予算の執行に関する次の事務 (1) 略	(1) 略	(1) 1件の金額が <u>1億円</u> 未満の工事請負費に係る予算の執行（工事の竣工検査を除く。次号及び第3号において同じ。） (2) 1件の金額が <u>3,000万円</u> 未満の委託料に係る予算の執行 (3)・(4) 略
略					略			

3～5 略

3～5 略

別表第5（第7条関係）

別表第5（第7条関係）

1 会計局における決裁及び専決事項

1 会計局における決裁及び専決事項

会計管理者 決裁事項	会計管理課長専決事項
1 略 2 この規則に基づく次の事務 (1)～(3) 略	(1) 支出負担行為の確認（課、公所及び総務事務センターの出納員に委任した事項を除く。また、予算の執行に係る事案の決定が、全額課長専決となっているもの（扶助費、償還金、利子及び割引料を除く。）については、会計管理課審査

会計管理者 決裁事項	会計管理課長専決事項
1 略 2 この規則に基づく次の事務 (1)～(3) 略	(1) 支出負担行為の確認（課、公所及び総務事務センターの出納員に委任した事項を除く。また、予算の執行に係る事案の決定が、全額課長専決となっているもの（扶助費、償還金、利子及び割引料を除く。）については、会計管理課審査

指導担当  
\_\_\_\_のリーダー又はこれに準ずる職員として会計管理課長の指定するものの専決事項とする。) (2)～(6) 略

3 略

2・3 略

指導第一担当又は審査指導第二担当のリーダー\_\_\_\_の専決事項とする。) (2)～(6) 略

3 略

2・3 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(会計局会計管理課)